

自治が変わる・自治を変える

SAITAMA 自治研通信

【発行】公益財団法人埼玉県地方自治研究センター 【住所】埼玉県さいたま市浦和区高砂 4-3-5 県労評会館
【TEL】048-816-8866 【FAX】048-836-1113
【HP】<http://www.saitama-jichi.jp/> 【Eメール】info@saitama-jichi.jp

水道法・改正法が成立しても住民・職員・議員の手で公営水道を守る

一コンセッション方式の導入を許さず、「清浄にして豊富低廉な水の供給」（法1条）を一
「水道法改正案」は3月7日に閣議決定、7月に衆議院をわずか7時間45分の審議で通過し、今国会の参議院で審議され、12月5日に参議院で与党と維新の会などが賛成し可決、衆議院の委員会でも採決が強行された。6日に衆議院で再可決され成立した。コンセッション方式と言われる民間への運営権売却など多くの問題点がある「水道法」について考えてみます。法は変わっても自治体の条例で公営を守れます。はじめに厚生労働省ホームページから改正案の概要を見てみましょう。

水道法の一部を改正する法律案の概要

改正の趣旨

人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤の強化を図るため、所要の措置を講ずる。

1. 関係者の責務の明確化

- (1) 国、都道府県及び市町村は水道の基盤の強化に関する施策を策定し、推進又は実施するよう努めなければならないこととする。
- (2) 都道府県は水道事業者等（水道事業者又は水道用水供給事業者をいう。以下同じ。）の間の広域的な連携を推進するよう努めなければならないこととする。
- (3) 水道事業者等はその事業の基盤の強化に努めなければならないこととする。

2. 広域連携の推進

- (1) 国は広域連携の推進を含む水道の基盤を強化するための基本方針を定めることとする。
- (2) 都道府県は基本方針に基づき、関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、水道基盤強化計画を定めることができることとする。
- (3) 都道府県は、広域連携を推進するため、関係市町村及び水道事業者等を構成員とする協議会を設けることができることとする。

3. 適切な資産管理の推進

- (1) 水道事業者等は、水道施設を良好な状態に保つように、維持及び修繕をしなければならないこととする。
- (2) 水道事業者等は、水道施設を適切に管理するための水道施設台帳を作成し、保管しなければならないこととする。
- (3) 水道事業者等は、長期的な観点から、水道施設の計画的な更新に努めなければならないこととする。
- (4) 水道事業者等は、水道施設の更新に関する費用を含むその事業に係る収支の見通しを作成し、公表するよう努めなければならないこととする。

4. 官民連携の推進

地方公共団体が、水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、厚生労働大臣等の許可を受けて、水道施設

に関する公共施設等運営権※を民間事業者に設定できる仕組みを導入する。

※公共施設等運営権とは、PFIの一類型で、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を地方公共団体が所有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式。（*コンセッション方式一筆者）

5. 指定給水装置工事事業者制度の改善

資質の保持や実体との乖離の防止を図るため、**指定給水装置工事事業者の指定※に更新制（5年）を導入する。**

※各水道事業者は給水装置（蛇口やトイレなどの給水用具・給水管）の工事を施行する者を指定でき、条例において、給水装置工事は指定給水装置工事事業者が行う旨を規定。

法改正の背景となっている水道の現状は

改正案が提案されてきた背景は厚労省によると、水道事業の現状の課題として次のように

① 人口減少社会の到来

2060年の推計人口は、8,674万人（2010年と比べて、およそ3分の2に減少）

② 管路等の老朽化の進行・更新の遅れ

平成26年度の管路更新率0.74(全国平均) → 全ての管路を更新するのに約130年
各水道事業体の管路の更新率、経年化率を公表（水道技術管理者研修にて）

③ 自然災害による水道被害の多発

東日本大震災、平成27年9月関東・東北豪雨、平成28年1月西日本の寒波による被害、熊本地震・・・（*今年も多数の自然災害）

④ 水道事業に携わる職員数の減少

職員数は約30年前に比べて3割強減少、高齢化も進行

4点を挙げています。人口減少も設備の老朽化も、自然災害による給水事業への打撃、職員数の減少も、挙げられている問題点はその通りと納得するところもあります。

その対策として、国、自治体（水道事業の実施主体）事業関係者の責務を明確にしたり、広域連携したりすること、また、指定事業者の更新制などもうなずけるところはあります。

しかし、4項目の「官民連携の推進」中に出てくる、「公共施設運営権を民間事業者に設定できる仕組み」の導入については「はい、そうですか」とは言えない問題点があります。

民間事業者が主体？PFI方式の一類型

コンセッション方式とはどういうものか

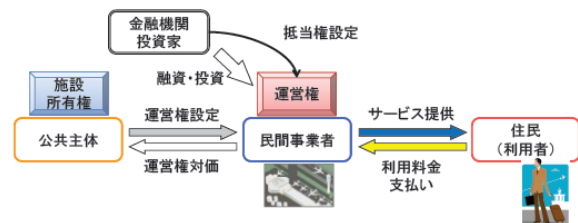
この、「公共施設運営権を民間事業者に設定できる仕組み」は注意書きにもあるように、PFI

Iの一類型で、「公に施設の所有権を残したまま、民間企業に運営権を長期間にわたり売却する仕組み」で、コンセッション方式と言われている。

（参考）コンセッション方式

内閣府資料

- ・利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式。
 - ・公的主体が所有する公共施設等について、民間事業者による安定的で自由度の高い運営を可能とすることにより、利用者ニーズを反映した質の高いサービスを提供。
 - ・PPP/PFI推進アクションプランにて水道・下水道・空港・道路等をコンセッション事業の重点分野に設定し、コンセッション事業の導入を推進。
- <運営事業開始案件> 関西国際空港・大阪国際空港、仙台空港、愛知県道路 等



これは、多くの自治体で行われている「運営委託」とは根本的に異なり、決定的に違うのは、金の流れと責任の所在です。業務委託の場合、運営責任は自治体にあり、水道料金は自治体に入り、自治体から委託先の企業に支払われます。

コンセッション方式は、水道事業に関する権限と金が自治体から民間に移ります。自治体は施設の所有権と管理監督責任をもつこととなりますが、その責任を遂行できるかどうかは不透明です。海外の水道事業では、この方式採用後、経営が不透明になったケースが多く、再公営化の動きが活発化していることから、「日本は世界の動きに逆行」という海外の識者の声があります。また、実現すると資金力と経験に勝る**海外のグローバル企業**が、多くの水道事業を運営することになるとも言われています。そうした動きに「日本売り」の声も出ています。

これらの声を受けて、自治体の管理監督責任を強める手法も入れ、水道サービスの低下や料金の不適切な上昇を抑止するとしています。し

かし、この契約は長期にわたるため、コンセッション導入からある程度の年月が経過すると、自治体に水道事業に精通した職員がいなくなる可能性があります。その場合は、企業からの値上げ変更提案が適切なものか否かなどを判断することはできなくなる恐れもあります。

民営化した再公営化する海外事情

水ジャーナリスト、アクアスフィア・水教育研究所代表の橋本 淳司氏によると

『コンセッションの担い手であるグローバルオペレーターは、もともとフランス生まれである。シラク元大統領がパリ市長時代の1985年、水道事業の運営をヴェオリア社、スエズ社に任せたことに端を発する。そこから両社は水道事業運営のノウハウを蓄積し、国内市場が飽和すると、トップ外交によって海外進出を図り、グローバルオペレーターとしての地位を確立した。

しかし、お膝元で異変が起きた。パリ市水道が2010年に再公営化されたのである。元パリ市副市長のアン・ル・ストラ氏によると「経営が不透明で、正確な情報が行政や市民に開示されなかった」という事情があった。

実際、民営化が始まってから水道料金は1985年から08年までに174%増。再公営化後の調査によって、利益が過少報告されていた（年次報告では7%とされていたが実際は15~20%）こともわかっている。日本の識者の中には、パリ市の再公営化は「数多くのコンセッション事例におけるヘンテコなケース」と解釈する人が多い。内閣府の調査「フランス・英国の水道分野における官民連携制度と事例の最新動向について」(2016年8月)でも、パリ市の再公営化について以下のように述べられている。

「ヒアリングを対象とした関係者の多くは、政治的な動向に受けた事案と評価」「否定的な意見も多い」しかし、肝心のヒアリング先はヴェオリア社と契約を結ぶリヨン市、リール市などで、パリ市については「日程の調整がつかなかったため」「ヒアリングは実施していない」と明記しているのだ。』とフランスにおける経過を説明している。

『1979年に就任したサッチャー首相は、新自由主義政策の元、電話、ガス、空港、航空会社、水道を次々と民営化した。それから30年以上経過した昨年秋、労働党は水道事業の再公営化をマニフェストに掲げ、直近の世論調査では国民の8割の支持を受けているのだ。

今年2月、「Financial Times」紙は、水道事業のガバナンスの問題を指摘。追及の声は保守党からも上がった。マイケル・ゴープ環境相は「9つの大手水道会社が2007年から2016年の間に181億ポンド（約2兆7150億円）の配当金を支払ったが、税引後の利益合計は同期間に188億ポンド（約2兆8200億円）」と発言。水道事業会社は巨額利益を株主配当と幹部の給与に費やし、税金を支払っていないと指摘した。

英国ではPFIそのものも疑問視されるようになってきている。英国会計検査院はPFIの「対費用効果と正当性」の調査報告を行ったが、概要は「多くのPFIプロジェクトは通常の公共入札のプロジェクトより40%割高」というものだった。「英国が25年もPFIを経験しているにもかかわらず、PFIが公的財政に恩恵をもたらすというデータが不足」としている。』

<https://gendai.ismedia.jp/articles/-/56865>より転載させていただきました。)

水道法改正に反対する自治体

こうしたことから水道法改正に反対する自治体がある。福井県議会は「水道法改正案の慎重審議を求める意見書」、新潟県議会は「水道民営化を推し進める水道法改正案に反対する意見書」を提出している。

前者は9月14日、福井県議会において可決された。同意見書には以下のような記述がある。

「水道事業の運営が民間事業者に委ねられることになった場合、日常の給水事業はもとより、災害の復旧活動においても、国民生活に少なからず影響を及ぼす可能性がある」「海外の事例を見ても、水道事業を民営化したボリビア等では、グローバル企業の参入によって水道料金がはね上がり、国民の反発によってグローバル企業は撤退し、再公営化されている」「水道法の改正に

当たっては、国民への丁寧な説明を行うとともに、国会で慎重審議を行うよう強く要望する」

一方で、後者は10月12日、新潟県議会の自民党を含む超党派が賛成（公明党は反対）し採択された。同意見書には以のような記述がある。

「コンセッション方式の導入は、災害発生時における応急体制や他の自治体への応援体制の整備等が民間事業者が可能か、民間事業者による水道施設の更新事業や事業運営をモニタリングする人材や技術者をどう確保するのか、などの重大な懸念があり、住民の福祉とはかけ離れた施策である。また、必ずしも老朽管の更新や耐震化対策を推進する方策とならず、水道法の目的である公共の福祉を脅かす事態となりかねない」「水は、市民の生活や経済活動を支える重要なライフラインであり、国民の生命と生活に欠かせない水道事業は民営化になじまず、今般の水道法改正案は、すべての人が安全、低廉で安定的に水を使用し、衛生的な生活を営む権利を破壊しかねない」としています。

福井県、新潟県ともに自民党議員が反対していることがポイントだ。現政権に反旗を翻す勇氣ある行動と言えるが、それだけ水道法改正で導入されようとしているコンセッション方式には危険な部分が多いということだろう。

また、海外では公共サービスの民営化に際し、国と自治体に対立するケースはしばしば見られる。緊縮財政を叫び民営化政策を打ち出す国に対し、自治体が独自の政策を取りたい場合だ。

今回の日本のケースでも、国が自治体にコンセッションを優先的に検討させたり、コンセッションを採択した自治体は借金変換が有利になるなど、国の動きは積極的だが、一方で自治体は公正な判断ができにくくなる。

地方の声に対し、水道法審議では真摯に向かい合うべきだろう。

〈11月23日付ヤフーニュースより 橋本淳司〉

「運営権を民間に売却」で水道は守れない

自治体が時によっては税金を投入してでも守り続けてきた公営水道は、老朽化などの問題を抱えているとしても、その運営権を民間に売

り渡せば守れるという理屈がどうしてもわかりません。民間企業はその事業によって利益を生み出しそれを株主に配当し、経営層が多額の報酬を得たりします。利益のほとんどは水道料金ということになるので、当然料金の値上げが考えられます。加えてコストカットです。まず狙われるのは人件費であり、次に施設設備への投資の抑制です。たとえば現在では水質保持のために当たり前にやっている夜間のドレーン作業による管路清掃はその回数を減らすことが考えられます。水道法1条にある「清浄にして豊富低廉な水の供給」は国民への約束です。これが守られるとは到底考えられません。

自治体が「絶対守る決意」を示すのが重要

英国の調査団体がまとめた世界の水道民営化に関する報告書によると、2000年から2015年3月で、パリなど37か国の235水道事業が民営化後に再公営化されたといえます。

12月5日の朝日新聞によると審議の中で立憲民主党や社民党が反対をしています。その中で『「内閣府民間資金等活用事業推進室で水道サービス大手、仏ヴェオリア社（*筆者注：前出橋本氏の記事中）日本法人の出向社員が働いていることも発覚した」。社民党の福島みずほ氏は「すさまじい利益相反。企業のために役所は働いているのか」と批判した。』と報じています。

11月29日の委員会では全水道労働組合の二階堂委員長も参考人として、反対意見を述べています。また、先日開催されたさいたま水労の定期大会では、水道管理者から「西日本豪雨被害などで応急給水にさいたま市からの派遣に協力してくれたことへの感謝」が述べられました。大規模災害が起きたとき生活インフラの基盤である水道が民間企業の経営であったらこのような応援体制などとれるのでしょうか。もうけにつながらない派遣を民間企業が受け入れるのでしょうか。法案の説明では通常の管路の修繕などは企業責任ですが、大規模災害などは例外とされていて結局自治体責任となりそうです。

今こそすべての自治体が「市民の命の水を公営水道で守る決意」をすべき時です。